

会 議 録

1 会議の名称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 2年12月 9日 (水) 午後 1時30分 開会 午後 2時27分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 今野 康敏
	大垣 真一 越水 崇史 小沼 富夫
	越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	参事(兼)次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情  
結 果 採 択

午後1時30分 開会

○委員長【橋田夏枝議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大垣真一議員】 「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」に対し、賛成の立場として簡潔に述べます。

新型コロナウイルス感染症の拡大、蔓延の長期化により、日本の医療・介護業界への影響が大きく取り沙汰され、経営の悪化はもちろんのこと、現場従事者への負担も大きなものとなっております。これを打開するべく、国や県、本市においても様々な支援策を講じてきており、国民一人一人においても、最前線で働く従事者への最大のエールは感染しないことという合い言葉の下、自身が感染しないという意識を高める活動が進められてまいりましたが、国内における人の移動が進むにつれて感染者も増えてきている状況です。

しかし、安全・安心の医療・介護の実現は、新型コロナウイルスの影響が広がる前から問題視されており、これまでも陳情は提出されています。労働不足や税金の課題など、高齢化社会による問題が表面化している今、高齢者の割合がさらに高まることで、医療や介護において、今以上に大きな影響が出ると想定されるだけでなく、国民の命と健康を守るという社会保障を揺るがしかねない、我々の生活にも直結する問題と言えます。だからこそ、本陳情にあるように、今後に備えたウイルス研究や検査・検疫体制等の強化をはじめ、人員の増員を含めた医療・介護提供体制の確保等に向けた財政確保を早期に国の責任で実施していく必要があると私も考えます。

よって、本陳情は採択すべきと判断いたします。

○委員【今野康敏議員】 陳情第10号について、意見を述べます。

新型コロナウイルス感染症は、11月に入って全国的に第3波と言うべき感染拡大が急速に広まっており、新規感染者数が各地で過去最多を更新しております。医療提供体制の逼迫も懸念される中、医師と共に現場の最前線で奮闘する看護師

が人手不足となるような事態は避けなければなりません。このような中、看護師などの医療従事者の処遇をめぐり、憂慮すべき報道が相次いでおります。コロナ禍の影響による収支の悪化から、看護師などの減給、賞与減額が計画されている医療機関があるとの報道もあります。

日本病院会などが全国1203の病院を調査したところ、4月の収支が赤字だった病院の割合は66.7%で、前年4月の45.4%から悪化するなど苦しい現実があるとはいえ、医療従事者は、ただでさえ緊張感が高い職場で、感染リスクに直面しながら懸命に働いております。一人でも多く助けたいという尊い志が報われないというのは残念でなりません。また、看護師らの離職が拡大するようなことがあれば、地域の医療提供体制に与える影響は大きく、処遇維持に努める必要性は強く感じるところであります。

そのような状況において、国の第2次補正予算には、新型コロナの重点医療機関などで患者の受入れのために確保した病床に対し、空床でも補助する費用が大幅に拡充されました。さらに医療機関への無利子、無担保の融資制度の拡充などといった支援も行われております。また、補正予算には医療従事者などへの慰労金も盛り込まれております。ただ、引き続き医療崩壊を避けるためにおいても、医師、看護師等の医療や介護従事者の勤務環境の改善が喫緊の課題であることは変わりありません。

介護現場の人材不足は想像以上に深刻です。事実、特別養護老人ホームの中には、施設介護職が足りず、入所できない状況も生じています。こうした人手不足は、少子化に加えて、16%を超える離職率の高さが影響しております。職場での人間関係やきつい労働環境が原因で退職するケースが多いと言われております。介護職の方が希望を持って働き続けられるよう、処遇改善のための財源確保はもちろん、人材の確保と養成に、現場に寄り添った支援が求められております。

厚生労働省が設置した、看護師等の「雇用の質」の向上に関する省内プロジェクトチームでは、雇用の質向上の必要性について、特に長時間労働や当直、夜勤、交代勤務などの厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が、健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているとして、取組の基本姿勢、目指す姿の実現に向けた当面の取組方針などを報告書としてまとめております。それにより、医療機関では、労働時間、休日数、年次有給休暇に関する事項や労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応すべく、交代制の運用面の工夫、所定時間外労働の削減等の取組により、十分な勤務間隔の確保を含め、より負担の少ない交代制に向けた取組の検討が行われております。また、看護師の増員策として、看護師等学校養成所の運営費補助を行い、看護師等の養成の促進や再就業を支援するための研修を実施してきましたが、さらに地域医療構想実現に向けた医療機関の施設、設備の整備や、医療・介護従事者の確保、養成の拡充が必要と考えます。

以上、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題であることから、本陳情を採択すべきと考えます。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」に対する意見を述べます。

国においても、社会保障の在り方については継続的に議論されているようでございます。答申によれば、年金、介護、医療の制度改革について、従来の保険方式を堅持することが適当であると記載もされておりました。ただ、そのためには、今後の流れの中で、税制、財政との関係で安定した財源を確保しなければならぬとも述べられています。

医療、介護ともに、地域の皆さんの命、健康、生活を守る上でとても大切なことは理解しつつも、国では経済、財政との関係では、どうしても縮小、削減という方向で、これまで議論されてきたようではありますが、財源をどうするかといった問題や、制度運営をどうするか、議論を深めてくださっている最中でございます。特に医療や介護の分野に関しては、一過性に終わってしまう制度設計であってはいけないと思いますし、持続可能かつ世代間で負担の格差のないものとしていただきたいと考えます。医療費予算に関して付け加えれば、毎年2%程度の増加が継続しています。ただ増えただけではなくて、医療提供体制や地域間格差是正のため、国も努力してくれているようです。今後の議論や政策決定の方向性を注視しながら見守ってまいりたいと考えています。

以上述べた理由から、「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」に対しては、不採択とすべきといたします。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」について、賛成の立場で意見を述べます。

2020年の新型コロナウイルス感染症は、全世界において日常生活、日々の経済活動に混乱を招き、ここに来てさらなる感染拡大となっている状況でございます。このような中で、医療従事者、関係の皆様には多大な御尽力をいただき、最前線でコロナとの闘いに臨んでいただいています。心から敬意と感謝を申し上げます。

厚生労働省は、2011年6月「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」や2013年2月「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」を発出し、医療従事者の勤務環境改善のための取組を促進してまいりました。また、2014年の医療法の改正では、医療勤務環境の改善に向けた各医療機関の取組を支援することを都道府県に求めております。しかしながら、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場の深刻な人手不足は、依然として厳しいものであり、医療従事者全体の離職防止や医療の質の向上のため、必要な病床機能を確保した上で、医療従事者の大幅増員が喫緊の課題となっております。

よって、陳情第10号に対しまして賛成いたします。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」について、賛成の立場で意見を

述べます。

世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルスは、日本においても、国民の命と健康に、そして経済に深刻な影響を及ぼしています。特に医療の分野においては、これまでに経験したことのない危機状況にあると言われていています。病院では、日常診療の継続と新型コロナウイルス感染症対応で、医師、看護師、介護職員等の人材の不足が問題となっており、あつてはならない医療崩壊が懸念されています。新型コロナウイルスの感染を恐れ、全国の病院で外来・入院患者数の減少が見られ、多くの病院で経営が厳しい状況にあると言われていています。新型コロナウイルス以外の診察の控えが、病状を進行させる問題も出ています。

陳情項目にある保健所についてですが、新型コロナウイルス感染の発生により、保健所の存在と役割が注目され、PCR検査や感染防止対策における職員の不足や自らへの感染のおそれなどで心身の疲弊をもたらしました。心身の疲弊状況は、病院の医師、看護師、介護職員なども同様です。全国で847か所あった保健所が統合、広域化され、2020年には469か所に減ったことも、新型コロナウイルス感染症の初期の対応に影響を与えたことは確かであるように思います。

新型コロナウイルス感染症発生により、病院をはじめとする医療関係の様々な問題や課題が大きく表面化しています。現在、新型コロナウイルス感染症は第3波と言われ、感染者は16万人を超え、まだまだ収束の見込みはありません。

国民の命と健康を守るために、陳情の趣旨及び各陳情項目を理解し、本陳情に対する賛成意見といたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 それでは、陳情第10号に賛成の立場で意見を述べます。

陳情第10号は、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る」ことを求め、陳情項目5項目を求めるものです。現在も新型コロナウイルス感染拡大の第3波と言われる状況に、国民はさらされています。連日、過去最高の陽性患者数となっています。伊勢原市の陽性患者は、昨日までで56名となっています。こうした感染の拡大が、経済活動や国民、市民生活に深刻な影響を及ぼしています。さらに患者が増加すれば、医療崩壊につながりかねない深刻な事態にまでなっています。

この感染症が広がった中で、日本の医師数は先進国の中で、100床当たり18.5人、一方、アメリカは93.5人、イギリス108.1人、看護師数は、日本は100床当たり86.5人、アメリカ419.9人、イギリス306人、大きな差となり、日本では人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働が解消されず、過労死を引き起こす事態となっています。

また、国内の感染症指定病院は、1996年の9716床から、2019年には半分近くまで減少しています。さらに、1990年には850か所あった保健所が、2019年には約半数まで減少しました。国は、急性期病床がある424を越す公立、公的病院を名指しして、病床の削減や統廃合を迫ることをやめ、名指しリストの公表をはじめとする地域医療構想の推進は直ちに中止すべきと考え

ます。

医療や介護など社会保障に対する国、自治体の公的支出は、欧州諸国がGDP比で1割を越す数字であるのに対して、日本は僅か8.9%にすぎません。国際的に見ても、財政支出が不十分です。公的支出を引き上げることが必要だと考えます。

新型コロナウイルス感染拡大による医療崩壊が危惧される背景には、構造改革路線の下で効率最優先の医療供給体制への再編、縮小や、医師、看護師をはじめとする医療従事者の抑制政策が進められ、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた政府の医療、社会保障政策があります。そのことが、医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民の命を危うくしようとしています。こうしたことを抜本的に改善するためにも、本陳情の5つの項目は必要と判断します。

よって、本陳情は採択すべきと判断します。

○委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手多数。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第11号 親教育を目的とした、別居・離婚における子どもの  
権利保護の勉強会、周知を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【橋田夏枝議員】 次に、「陳情第11号、親教育を目的とした、別居・離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大垣真一議員】 「陳情第11号、親教育を目的とした、別居・離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情」に対し、簡潔に意見を述べます。

まず、近年の離婚件数の年次推移を見ると、2002年をピークに減少傾向が続き、2019年の離婚件数は20万8489組となっており、そのうち子どもがいる夫婦は12万497件と、子どもがいる夫婦のほうが多い状況です。また、2020年1月から6月の速報値を見ると、前年同期比で1万923組減っており、本年も減少する見通しとなっています。離婚理由については、性格が合わないを筆頭に、生活費や借金問題、精神的な虐待、暴力を振るうなど、環境は様々であります。その上で、教育費の不払いによる子どもの貧困など、様々な課題解決に向けて取り組む必要性があることや、陳情理由に記載されている条項についても理解するところでありますが、行政としては、民法766条に定める、子の利益を最も優先した対応を実現するためのさらなる法整備や、セーフティーネットとしての支援策を進める役割であろうと考えます。

陳情者が掲げる子どもの権利保護についての周知運動は大切であると認識しますが、様々な団体が運動発信をしている中で、別居・離婚を想定した勉強会を行政が開催することについて疑問が残るとともに、陳情の趣旨にある内容が必要であると切り切れる根拠を見いだすことができません。

よって、本陳情は不採択とすべきと判断いたします。

○委員【今野康敏議員】 陳情第11号について、反対の立場から意見を述べます。

子どもの権利条約が1989年に国連総会で採択され、日本は1994年4月に批准、翌5月から締約国としてスタートし、18歳未満の子どもを権利の主体として尊重する新たな時代が開かれました。我が国では批准以降、様々な法改正や施策を積み重ねてきました。しかしながら、近年は、子どもの貧困や児童虐待、いじめなど深刻な問題が続いている状況で、再度、子どもの権利保障の視点から、未来を開く政策論議を深めていくことが重要となっております。この条約で設置された国連子どもの権利委員会は、2019年2月、日本政府の報告書についての審査結果を公表しました。委員会は、緊急の措置が取られなければならない分

野として、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰、少年司法などを挙げ、どれも政府を挙げて取り組むべき分野です。この中で、日常的に議論されることが少ないテーマが、子どもの意見尊重です。これについて委員会は、意見を形成することのできる、いかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、また、子どもの意見が正当に重視されることを確保するよう促すとの勧告を示しております。

この意見表明権は、決して子どもの意見をそのまま取り入れて政策を動かすという意味ではありません。例えば学校運営については、学校の判断と責任で行うことができる解釈されております。その上で、子どもの意見を大人がしっかり受け止めて、子どものために最善の方法を取るということです。重要なことは、子どもの権利保護は、大人の姿勢が問われていることです。大人が子どもと真摯に向き合うことで、大人が自身を陶冶する契機にしていくことが重要であり、親に対する教育だけではなく、政府を挙げて取り組むべき分野であり、社会全体で向き合っていく課題と考えます。

以上のような理由により、本陳情を不採択とすべきと考えます。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第11号、親教育を目的とした、別居・離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情」に対する意見を述べます。

教育基本法第10条2項には、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと明記されております。それに基づいて、文部科学省では、家庭と地域、そして学校をつなぐ家庭教育支援チームの制度を創設しております。チーム員の構成は、各地域によって異なるようではありますが、子育て経験者や教員OB、PTAなど、地域の子育てサポーターリーダーをはじめ、民生委員児童委員、保健師や臨床心理士など、様々な地域の人たちや専門家が関わっています。そして、その多くが共にまちで暮らす身近な住民であります。

国や政府も、子どもの健やかな成長のために政策決定をして事業を展開してくださっている状況でございまして、陳情の趣旨にあるような内容を、一般の団体が様々な活動をされているようございまして、それを妨げるものではありませんけれども、条約や本陳情の内容はしっかりと理解するんですけれども、全ての家族に別居・離婚を前提とした勉強会を進めるべきであるか、いささか疑問を感じるところでございまして。

以上述べた理由から、本陳情に対しては、不採択とすべきといたします。

○委員【越水清議員】 「陳情第11号、親教育を目的とした、別居・離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

陳情の理由にあるように、親の別居や離婚による子どもへの様々な影響がある

ことは理解できます。そのことによって、子どもの生活や精神環境がどのように変わるのかを考えなければなりません。何よりも重要なことは、まさに子どもの人権です。

陳情に記述されている6つの条文も確認いたしましたが、どれも子どもたちの人権保護に関わる権利として、大人や社会が守るべきものと理解いたします。父母が離婚した後は、父母のどちらか一方だけを親権者として指定することが法律上の仕組みになっています。離婚に伴って、父母の一方が単独で親権者になれば、他方の親は、離婚後における子どもの監護養育に必要な費用を分担する義務があります。

子どもと離れて暮らしている父母の一方が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することを面会交流といいます。平成23年6月、民法766条に、離婚の際は、子どもの利益を優先させ、子どもとの面会交流や養育費を定めることと明記された改正民法が公布され、平成24年4月1日に施行されています。父母が別居・離婚する場合、このような親権や養育費、面会交流などについて取り決め、望ましい子どもの成長を保障し、人権を保護しなければなりません。

別居・離婚による子どもへの影響から、子どもの福祉と人権の保護を思いますと、本陳情の趣旨は理解するものですが、そのためにも関連する法制度の改正や社会制度の改革を進めることだと考え、陳情第11号について不採択といたします。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「陳情第11号、親教育を目的とした、別居・離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

人口動態調査による、その年の婚姻の数と離婚の数を計算すれば、1980年の離婚率は20%を切っておりましたが、2012年当時は35%を超えており、毎年、多くの未成年の子どもが親の離婚に直面しているという数値が現れております。離婚に際して、ドメスティック・バイオレンスの存在や、ひとり親家庭の貧困率の高さが顕在化しており、男女ともに初婚年齢が上昇するとともに未婚率が増加し、少子高齢化が加速しております。他方、生殖補助医療による子どもの出生も確実に伸びている状況にもあります。また、少数派として意識的に法の外に置かれている性的マイノリティーとされているLGBTの人たちの同棲や子の養育も、日本でも確実に存在しております。さらに、子どもが被害に遭う事件も多発しており、親、親族による虐待、ネグレクトの対応件数は年々増加しており、親子や家族をめぐる状況は大きく変わってきていることも明らかであります。

これに対し、日本民法の親族・相続編、いわゆる家族法は、戦後の改正から基本的に大きな変更はなく、法改正を経なくても、現行法の解釈により別居・離婚後の面会交流を認めるようになってきているのであります。協議離婚における家庭に、それがどのように影響を及ぼしているかは定かではありません。2012

年に民法766条の部分的な改正により、面会交流と養育費を協議の内容とすることが定められましたが、現状は母子家庭において面会交流を取り決めているのは23.4%、継続しているのは27.7%、養育費の取決めをしているのは37.7%、受け取っているのは19.7%となっている状況でございます。

我が国も親子の面会交流や離婚後の養育費問題をはじめとして、家族の問題に本気で取り組む必要があることを認めざるを得ないと考えerわけであります。しかも、それは法制度を含めた大きな改正や社会制度の抜本的な改革であり、さらに司法だけではなくて、行政や専門家、民間を含めて家族を支援する仕組みをつくり上げ、変革する必要があると思ひます。

今回の陳情内容の趣旨は理解するところですが、法制度の改正や社会制度の改革を進めることが先であると考えます。よって、陳情第11号は不採択とすべきといたします。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情第11号に対する反対の意見を述べます。

陳情第11号は、初めのほうに、親子が離婚・別居で引き離されていることが問題だ、子ども目線でないといひます。したがって、引き離されている状態ではなくするというのが本陳情の趣旨と考えます。しかし、子どもに合わせる、合わせないは法律で決めることでもなく、今回のように市民への啓蒙でやることでもないと考えます。あくまでも元夫婦の間の問題です。当事者抜きに、外から介入する話ではありません。せつかくDVや虐待から逃れたシングルマザーからすれば、到底容認できない陳情だといひます。

よって、本陳情は不採択とすべきと判断します。

○委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることと決定いたしました。

議 題 陳情第12号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求め  
る陳情

陳情第13号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出  
を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【橋田夏枝議員】 次に、「陳情第12号、国に私学助成の拡充を求め  
る意見書の提出を求める陳情」及び「陳情第13号、神奈川県に私学助成の拡  
充を求める意見書の提出を求める陳情」の陳情2件を一括議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおり  
です。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大垣真一議員】 昨年も提出されておりましたが、「陳情第12号、  
国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」及び「陳情第13号、  
神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に対し、現状で  
昨年同様、反対の立場として簡潔に述べます。

近年では、私立高校に通う生徒も増えてきており、私学といえども公教育の一  
翼を担っている点において、国公立の学校と変わりなく、大きな役割を果たして  
います。また、少子高齢化対策や学費等の経済的負担の軽減策として、2019  
年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まるとともに、2020年4月より  
高等学校等就学支援金制度の拡充が進められ、神奈川県も独自の学費補助制度の  
拡充が進められております。

しかし、陳情理由にあるように、年収による制限等、自治体間格差があること  
は承知しておりますし、本来は経済負担の格差がないように、進学を選択がどこ  
に住もうとできるような社会の実現を求めるところであります。改革が進み始  
めた本年において、今後どのようにさらなる改革を進めていくかということも議  
論を重ねて考えなければなりません。その上で申し上げますと、将来を担う子ど  
もたちへの教育予算の増加は今後も必要と考えますが、財政を含めた全体的なバ  
ランスを考慮しながら、現状でどこまでの支援を実施するべきなのかを、今後も  
慎重に議論すべきと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響により様々な支援が行われている中で、多く  
の業界に影響を与えると同時に、経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼし、  
今後も財政状況の悪化が懸念されることを考慮すれば、引き続き国や県の動向、  
社会の変化に伴う対応を注視すべき時期かと考えます。

よって、現状では本陳情は不採択とすべきと判断いたします。

○委員【今野康敏議員】 それでは、陳情第12号及び第13号について、反  
対の立場から意見を述べます。

近年ますます国際化、高度情報化する社会の中で、多様化する国民のニーズに  
応じた特色ある個性豊かな活動を展開し、各校創立者の教育の理念の方針により、

生徒一人一人に適した学習とその特性を伸ばす教育を行う私学に進学することを希望される生徒も多くなっております。そのためにも、教育機会の均等を確保し、特に家庭の経済事情による教育格差をなくすことは非常に重要であります。それに対応するため、昨年度から国及び神奈川県による教育費負担軽減策が大きく前進しております。

1点目が、昨年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化です。これにより、幼稚園、保育所は全ての3歳から5歳児と住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児の利用が無料になりました。

2点目が、本年4月からスタートした私立高校授業料の実質無償化です。これまでも、子どもが高校に通う年収約910万円未満の世帯には、公立高校授業料相当分、年間11万8800円の就学支援金が助成されており、公立の授業料は実質無償化されていきました。しかし、私立高校の授業料は全国平均で約40万円程度に上るため、従来の就学支援金では賄えず、家計の大きな負担となっていました。そこで、今回の改革では、年収590万円未満の世帯を対象に、就学支援金の上限を私立高校授業料の全国平均額に達するように引き上げられました。さらに神奈川県では、これまで年収目安590万円未満の世帯までが授業料無償化の対象でしたが、国の就学支援金制度が大幅に拡充されたことに伴い、本年度より独自の授業料補助制度を、年収目安700万円未満の世帯まで拡大されました。これにより、共働き世帯などでも無償化の対象となる世帯が増えることになりました。あわせて、神奈川県ではこれまで入学金も10万円までの補助がありました。本年4月から年収目安270万円未満の世帯には20万8000円が補助されるようになりました。いわゆる貧困の連鎖は、低学歴ゆえに望む職業に就けず、低収入に甘んじるしかないという低学歴の連鎖が大きな要因となって生じます。私立高校無償化は、貧困の連鎖を断ち切るための大きな力にもなり、教育格差を是正し、全ての人々が希望する私立高校に進学できる道を開いたものであります。

3点目が、高等教育の無償化です。これは、大学、専門学校など高等教育に学ぶ、所得が低い世帯の学生を対象に、授業料減免の拡充と返済不要の給付型奨学金の大幅増額で、同じく本年4月から実施されております。給付型奨学金は、最大で年約91万円、減免は最大で約70万円、対象は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生です。本年度から、新入学生のみならず、在学学生も対象となっております。高等教育無償化の対象者は、最大で75万人程度に上り、全学生の約2割に当たる人数と言われております。

以上のように、戦後、小学校、中学校9年間の普通教育が無償化されて以来、70年ぶりの大改革と言われている3つの教育無償化が始まり、保護者の教育費負担軽減に大きく寄与し、私学助成の拡充の観点からも大きく前進しました。また、これら教育費負担軽減策は、全世代型社会保障の重要な政策の一つではありますが、財源は消費税が充てられており、この制度により恩恵を受ける世帯だけではなく、国民一人一人が目に見えない形で教育・保育費を負担していることを

忘れてはなりません。

以上、昨年度から大きく前進した教育費負担軽減策について、当面は様々な観点から注視、検証する必要性があることから、陳情第12号及び第13号は不採択とすべきと考えます。

○委員【越水崇史議員】 私学助成の状況に関する資料を拝見いたしました。首都圏ということもあるのか、授業料は全国平均より少し高めではありましたが、それに見合う形での授業料補助がなされていることも分かりました。反面、経常経費補助に関していえば、増額はなされているものの、1人当たりの補助額を比較すると、神奈川県はいまだ全国順位もかなり低いものであることもよく分かりました。

これからの日本を支えていく子どもたちに対して、よりよい教育環境を整えていくのが現在の社会の役割だと考えます。少子化も進んでおりまして、高等学校の定員割れも全国的に問題になっておりますけれども、特色ある教育環境を整えるなど、各学校も努力しておりまして、子どもの成長を促す支援を続けていくことは大事で、選択肢の一つとして私立学校の役割は非常に大きいと認識しています。

国の方針とすれば、教育の無償化は、幼児教育だけでなく、高等教育まで含まれ検討されています。現在では幼児教育無償化も実現し、今後、教育環境整備にも手を抜かず、補助も持続可能な形を模索しながら、高等教育まで無償化ができるか、温かく見守りたいと考えています。

以上述べた理由から、本陳情に関しては不採択とすべきといたします。

○委員【越水清議員】 「陳情第12号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」並びに「陳情第13号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」につき、一括して意見を申し上げます。

中学校より高等学校等への進学率は約99%となっています。国では高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的として高等学校等就学支援金制度を設けています。本年4月より制度改正により、私立高校等に通う生徒への就学支援金の上限額を、全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準、39万6000円まで引き上げ、年収目安が約590万円未満の世帯の生徒を対象として、私立高等学校等の授業料の実質無償化を実現し、支援の充実を図っています。神奈川県においても、私立学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金、授業料を補助する学費補助金があります。国の就学支援制度と神奈川県の学費補助金を合わせると最大44万4000円となり、年収700万円未満の世帯まで授業料が実質無償化になります。また、非課税世帯まで最大20万8000円の入学金補助があり、入学金を実質無償化としております。

そのほか生活保護を受けている世帯、または保護者全員の令和2年度の県民税、市町村民税所得割額の合算額がゼロ円の世帯を対象として、授業料以外の教科書費、教材費、修学旅行費などの教育費負担を軽減する制度として、最大13万

8000円の神奈川県高校生等奨学給付金の制度や、令和2年の年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで家計が急変したときに支給される私立学校生徒学費緊急支援補助金のほか、高等学校を中途退学し、再び高等学校等に入学した方に支給される学び直し支援金制度などもあり、いずれも返済不要です。

次代を担う高校生が経済面で安心して学ぶことができるよう支援の充実を望むものですが、ただいま申し上げた国や県の支援状況を鑑みますと、陳情第12号並びに陳情第13号については、現時点では不採択の意見といたします。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、陳情第12号並びに陳情第13号について、意見を述べます。

2020年4月から、私立高校授業料の実質無償化が実現いたしました。これまでも、子どもが高校に通う年収約910万円未満の世帯には公立高校授業料相当分の就学支援金が助成されており、公立の授業料は実質無償化されておりました。しかし、私立高校の授業料は全国平均で年40万円程度に上るため、従来の就学支援金では賄えず、家計の大きな負担となっていたところであります。

そこで、今回の改革では、年収590万円未満の世帯を対象に、就学支援金の上限を私立高校授業料の全国平均額に達するように引き上げたところであります。私立高校授業料の実質無償化は、教育格差を是正し、全ての人が希望する私立高校に進学できる道を開くものとなり、いわゆる貧困の連鎖は、低学歴ゆえに望む職業に就けず、低収入に甘んじるしかないという低学歴の連鎖が大きな要因となって生じておりましたが、この無償化によりまして貧困の連鎖を断ち切る大きな力となったものであります。

今回の国、神奈川県に私学助成の拡充を求めている陳情でございますけれども、国庫補助や神奈川県独自の学費補助金、また入学金の補助額も拡大されてまいりました。そしてまた、返還不要の私立学校生徒学費緊急支援補助金や学び直し支援金が拡充され、給付型奨学金制度など、教育機会均等の確保並びに教育費負担の軽減に資する取組、制度の拡充、拡大が進められておる状況であります。

よって、以上の理由から、陳情第12号及び陳情第13号は不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情第12号、第13号に対する意見を、賛成の立場で述べます。

先ほども発言もありましたけれども、陳情理由に述べられています2020年4月1日施行の高等学校等就学支援制度拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減され、高校進学に当たり、私立高校を選択できる中学生は増加しました。私立高校の無償化に大きく前進しました。しかし、まだ十分とは言えません。

私立高校の学費は、全国平均で授業料が約40万5000円、施設整備費等が16万8000円、合計57万3000円です。年収590万円以上世帯の生徒は、就学支援金11万8800円を差し引いても45万4200円の負担があり

ます。多子家庭においては、さらに大きな負担です。年収590万円以上世帯の学費軽減と私立高校の学費の自治体間格差を解消するためにも、授業料無償化世帯の拡大、支給対象拡大が必要です。現在、新型コロナウイルス感染拡大は、私立高校に通う世帯にも大きな負担となっています。経済的な理由による退学が起きないように、緊急の補助制度も必要だと考えます。

OECD諸国の教育への公的支出と比べても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒、保護者の学費が軽減されるようにすることが必要ではないでしょうか。教育への公的支出が低過ぎるため、日本は、世界でも異常な高学費や劣悪な教育・研究条件となっています。今後、国の教育水準向上や、何よりも子どもたちの学ぶ権利、教育の機会均等を実現するためにも、国が私学助成の一層の拡充を図ることは当然と考えます。憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図ることが必要であると考えます。

よって、陳情第12号は採択すべきと考えます。

陳情第13号は、私学助成を県に求めるものです。陳情理由にもありましたように、神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、神奈川県の教育を支える担い手として役割を果たし続けています。国の就学支援制度が改善され、年収590万円未満世帯まで私立学校の授業料の実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では、県独自の学費補助制度の拡充により、年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。

しかし、これらの制度は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間27万円かかります。近隣の東京都では、年収910万円未満世帯まで授業料の実質無償化が実現しています。埼玉県では年収500万円未満世帯まで、施設費等を含めた学費無償化が実現しています。神奈川県の制度は見劣りすると考えます。

神奈川県の私立学校への生徒1人当たりの経常費補助は、今年度、国基準を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準を下回っています。全国でも数少ない国基準を下回る水準で、私立高校は47都道府県中全国44位、中学校は45都道府県中45位、小学校は35都道府県中35位と全国最下位水準の助成額です。この低い水準が保護者負担を重くしているのです。保護者負担の軽減はいまだ道半ばです。神奈川県の私立学校無償化はまだ終わっていません。私立学校に通う生徒の保護者の学費負担の軽減は、県政の重点課題だと考えます。私学助成の改善によって、私学経営の安定化、保護者への負担を減らし、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障し、教育の機会均等を実現することにつながります。

そのためにも、私学助成の一層の充実を国や県に求めることが大切と判断し、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図ることが必要だと考えます。

よって、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより1件ずつ採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

まず、「陳情第12号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることと決定いたしました。

次に、「陳情第13号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【橋田夏枝議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午後2時27分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和2年12月9日

教育福祉常任委員会  
委員長 橋田夏枝